◎独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程

平 成 １５ 年 １０ 月 １ 日
水機規程平成15年度第13号

〔沿革〕平成17年 9月20日　水機規程第10号改正①
平成18年 3月31日　水機規程第35号改正②
平成19年 3月30日　水機規程第37号改正③
平成20年 3月31日　水機規程第42号改正④
平成25年 7月31日　水機規程第 7号改正⑤
平成26年 3月31日　水機規程第22号改正⑥
平成27年 3月31日　水機規程第38号改正⑦
平成29年 5月 1日　水機規程第 1号改正⑧
平成30年 3月28日　水機規程第27号改正⑨
令和 5年 3月31日　水機規程第32号改正⑩
令和 7年 3月31日　水機規程第34号改正⑪

（総則）

第１条　独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の職員で独立行政法人水資源機構就業規則(水機規程平成15年度第11号。以下「規則」という。)第41条の規定により退職し、規則第39条の規定により解雇され、独立行政法人水資源機構任期付職員等の採用及び給与等の特例に関する規程（水機規程令和４年度第15号。以下「任期付職員等規程」という。）第３条第３項により退職し、又は死亡した者に対する退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。⑩

（退職手当）

第２条　退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分による。③

一　職員が退職し、又は解雇された場合は、退職金

二　職員が死亡した場合は、退職金及び弔慰金

２　退職金は、勤続６箇月未満で退職し、解雇され、又は死亡した者には、支給しない。③⑪

３　退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は、当該退職し、又は解雇された者（当該退職し、又は解雇された者が死亡したときは、退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、別に定める事情を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。⑪

一　免職の懲戒を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられ退職し、又は解雇されたとき。

４　理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。⑪

（退職手当の受給者）

第３条　退職手当は、職員（規則第42条第１項、第43条第１項又は第43条の２第１項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）が退職し、又は解雇されたときは本人に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。⑩

（退職金の額）

第４条　退職金の額は、次条から第９条までの規定により計算した退職金の基本額に、第10条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。③

（退職金の基本額）

第５条　退職した者に対する退職金の基本額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の本給月額（独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）第４条第１項に定める額。以下同じ。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が当該本給月額の100分の5,500に相当する額を超えるときは、当該本給月額の100分の5,500に相当する額とする。③⑩

一　勤続５年までの期間については、勤続１年につき100分の100

二　勤続５年を超え10年までの期間については、勤続１年につき100分の140

三　勤続10年を超え20年までの期間については、勤続１年につき100分の180

四　勤続20年を超え30年までの期間については、勤続１年につき100分の200

五　勤続30年を超える期間については、勤続１年につき100分の100

２　前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職金の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。③

一　勤続期間が11年未満の者　100分の60

二　勤続期間が11年以上16年未満の者　100分の80

三　勤続期間が16年以上20年未満の者　100分の90

（本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職金の基本額に係る特例）

第６条　退職し、解雇され、又は死亡した者（以下「退職した者」という。）の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（本給月額の改定をする給与規程が制定され、又はこれに準ずる給与の支給基準が定められた場合において、当該規程又は給与の支給基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職の日におけるその者の本給月額（以下「退職基本給月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。③

一　その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び

特定減額前本給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　退職基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職基本給月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

２　前項に規定する「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第15条第４項の規定に該当するものを除く。）、解雇又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。③

一　職員としての引き続いた在職期間

二　第15条第１項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

三　第15条第２項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

（退職金の増額）

第７条　職員が、次の各号の一に該当するときは、前条の規定により算定した額に、その者の退職し、解雇され、又は死亡した日における本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算するものとする。③

一　20年以上勤続し、傷病によりその職に耐えられないために退職し、又は解雇されたとき。

二　在職中死亡したとき。

三　組織の改廃又は定員若しくは予算の減少により退職し、又は解雇されたとき。

四　10年以上勤続し、定年により退職したとき。

五　20年以上勤続して退職した場合で、理事長が職務上特に功労があったと認めるとき。

六　理事長が前各号に掲げる事由に準ずるものと認める特別の事由により退職したとき。

（退職金の減額）

第８条　職員が、次の各号の一に該当する場合には、第４条第１項の規定により算定した額から、第１号に該当する場合にあっては当該額に100分の30以内の割合を、第２号に該当する場合にあっては当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減ずることがある。③

一　勤務成績が不良のために解雇されたとき。

二　理事長が第２条第２項第２号に掲げる事由に準ずるものと認める事由により解雇されたとき。

（退職金の減額の特例）

第９条　職員が、水資源機構企業年金基金及び建設関係法人厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員である期間（以下「加入員期間」という。）が15年以上で退職し、解雇され、又は死亡した場合には、第５条の規定による退職金の基本額から、加入

員期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額(以下「対象額」という。)に、その加入員期間に応じ、次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。この場合において、対象額算出の基礎となる本給月額が水資源機構企業年金基金規約に定める標準給与(以下「標準給与」という。)の最高限度額(退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月の前月(退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は、当月)以前１年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月の前月(退職し、解雇され、又は死亡した日が月の末日である場合は、当月)以前の１年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額）を超えるものについては、その最高限度額をもって本給月額とする。①③⑤⑧

一　加入員期間が15年の場合　100分の1.5の割合

二　加入員期間が15年を超え30年までの場合　100分の1.5に15年を超える加入員期間１年につき100分の0.1を加えた割合

三　加入員期間が30年を超える場合　100分の3.0の割合

２　基金の加入員であったことにより既に退職金の減額を受けた者に対し退職金を支給する場合において、当該退職金の額から減額する額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき額から、次の第１号の額に第２号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

一　支給する退職金の額の算出の基礎となる本給月額に基づいて、既に減額を受けた加入員期間について前項の規定により算出した対象額

二　既に減額を受けた加入員期間に応じた前項各号の割合

３　前２項に規定する加入員期間の１年未満の端数は、計算の基礎としない。

４　この条の規定による減額は、支給する退職金の額をもって限度額とする。

（退職金の調整額）

第10条　退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間（第６条第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（規則第36条の規定による休職、規則第54条に規定する停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。③④⑥⑦⑩

一　第１号区分　70,400円

二　第２号区分　65,000円

三　第３号区分　59,550円

四　第４号区分　54,150円

五　第５号区分　43,350円

六　第６号区分　32,500円
七　第７号区分　27,100円
八　第８号区分　21,700円
九　第９号区分　０円

２　退職した者の基礎在職期間に第６条第２項第２号及び第３号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。 ③

３　第１項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。③

４　退職した者でその勤続期間が５年未満のもの及び第５条第２項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のものに対する退職金の調整額は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の２分の１に相当する額 ③

５　前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。③

６　退職金のうち、第１項の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。③

一　第５条から第９条までの規定により計算した退職金の基本額が零である者及び第５条第２項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満のもの

二　その者の非違により退職した者で退職の日から起算して３月前までに当該非違を原因として規則第54条の規定による懲戒（免職を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたもの

第11条　削除⑪

（退職金の支給の一時差止め）

第12条　退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者に対し、退職金の支給を一時差し止める処分を行うものとする。⑪

一　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたとき。

二　退職し、又は解雇された者に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

２　理事長は、退職し、又は解雇された職員に対しまだ退職金が支給されていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された

とき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。③⑪

3　理事長は、前２項の規定による退職金の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号いずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第２号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。③⑪

一　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合又は公訴を提起しない処分があった場合⑪

二　一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解雇の日から起算して１年を経過した場合⑪

4　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。③⑪

（退職手当の返納）

第13条　退職し、又は解雇された者に対し退職金の支給をした後において、その者が次の各号に該当する場合、理事長は、その支給をした退職金を返納させることができる。③

一　基礎在職期間中の行為に関し免職の懲戒を受ける事由に相当する事実が明らかになったとき。

二　基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固刑以上の刑に処せられたとき。

（勤続期間の計算）

第14条　退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、その者が機構の職員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。③

2　任期付職員（任期付職員等規程第３条第１項に規定する任期付職員をいう。以下同じ。）が退職した場合（第２条第２項及び第３項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職した日の翌日に任期の定めのない職員となったときは、前項の規定による勤続期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。⑩⑪

3　勤続期間のうちに休職月等が１以上あったときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める期間を前項の規定により算定した勤続期間から控除する。③④⑥⑩

一　規則第36条の規定により休職を命ぜられたこと、規則第54条の規定により停職の

懲戒を受けたこと又は規則第25条の規定により育児休業をしたことにより現実に職務に就かなかった期間(現実に職務に就いた日のある月を除く。)がある場合　その職務に就かなかった期間の２分の１（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間については３分の１）に相当する期間（１月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二　規則第28条の２の規定により自己啓発等休業をしたことにより現実に職務に就かなかった期間(現実に職務に就いた日のある月を除く。)がある場合　その職務に就かなかった期間（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が機構の業務運営に特に資するものと認められることその他別に定める要件に該当する場合については、その月数の２分の１に相当する期間。１月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

三　規則第28条の３の規定により配偶者同行休業をしたことにより現実に職務に就かなかった期間(現実に職務に就いた日のある月を除く。)がある場合　その職務に就かなかった期間

４　退職金は、勤続期間に１年未満の端数があるときは、その端数については、月割をもって計算する。⑩

５　第２条第２項の勤続期間の計算は、第１項の規定にかかわらず、その者が機構の職員となった日から退職し、解雇され、又は死亡した日までの満月数による。③⑩⑪

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第15条　職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者になった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)、国家公務員退職手当法(昭和28年法律182号)第７条の２第１項に規定する公庫等その他これに準ずる法人として理事長が別に定めるもの(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職した(その者が更に引き続き当該国等の機関以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。③⑨

２　国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

３　職員が第１項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

４　職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。

５　国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

６　任期付職員が退職した場合（第２条第２項及び第３項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職した日の翌日に任期の定めのない職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。⑩⑪

（弔慰金の支給額）

第16条　弔慰金の支給額は、職員が死亡した日におけるその職員の本給月額に100分の400を乗じて得た額とする。③

（遺族の範囲及び順位）

第17条　第３条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。③

一　配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二　子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し、又は職員と生計を共にしていた者

三　子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

２　退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第２号又は第３号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。

３　退職手当の支給について同順位の遺族が２人以上あるときは、その人数により、等分して支給する。

（遺族からの排除）

第18条　次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。③

一　職員を故意に死亡させた者

二　職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支給方法）

第19条　退職手当は、法令及び機構と職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づいて控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。③

２　退職手当は、予算の都合その他特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から１箇月以内に支給する。

（端数の処理）

第20条　この規程に定めるところによる計算の結果100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。③

（実施細則）

第21条　退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定

める。③

附　則

1　この規程は、平成15年10月１日から実施する。

2　水資源開発公団職員退職手当支給規程（水公規程昭和38年第19号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3　水資源開発公団（以下「公団」という。）の解散の際、現に公団の職員として在職し、引き続いて機構の職員となった者の第９条に規定する勤続期間の計算については、公団の職員として在職した期間（旧規程第８条ただし書の規定、旧規程附則第３項の規定又は水資源開発公団職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（水公規程昭和62年第３号）附則第２項の規定により公団の職員として在職する期間に通算する期間を含む。）を機構の職員として在職した期間に通算する。

4　平成２年９月１日において公団に在職し、引き続いて機構の職員となった者の平成２年８月31日までの公団在職期間（以下「過去勤務期間」という。）は、第７条に規定する加入員期間に含めるものとする。ただし、過去勤務期間が25年を超えるときは、これを25年とする。

5　公団の解散の際、現に公団の職員として在職し、引き続いて機構の職員となった者又は平成15年10月１日以降に機構の職員となった者で平成26年３月31日に機構の職員として在職している者（第15条に規定する国家公務員等を含む。）が、退職、解雇又は死亡（以下「退職等」という。）した場合における第４条の規定による退職金の支給額は、当該退職金の支給額が次の各号に定めるところにより計算した退職金の支給額を下回るときは、同条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより計算した退職金の支給額のうち最も多い額とする。②③⑤⑥

一　当該者が公団の解散の前日に退職等したとした場合における旧規程を適用して計算した退職金の支給額

二　当該者が平成18年３月31日に退職等したとした場合における独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第35号）による改正前の独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（以下「平成17年度改正前規程」という。）を適用して計算した退職金の支給額

三　当該者が平成26年３月31日に退職等したとした場合における独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（水機規程平成25年度第７号）による改正前の独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（以下「平成25年度改正前規程」という。）を適用して計算した退職金の支給額

6　第５条及び平成25年度改正前規程第５条に規定する退職金の基本額並びに旧規程第４条及び平成17年度改正前規程第４条に規定する退職金の支給額は、当分の間、それぞれの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額をもってその額とする。⑤⑥⑨

7　第９条の規定は、当分の間、退職手当の支給については適用しない。⑨

8　60歳に達した日以後における最初の３月31日（以下「改正前の定年退職日」という。）以降に退職する職員に対しては、第５条第２項の規定は適用しない。⑩

9　給与規程附則第45項の規定による、職員の本給月額の改定は、本給月額の減額改定に該当しないものとする。⑩

10　改正前の定年退職日において勤続期間が10年に達している職員に対しては、定年前に退職した場合においても、第７条第１項第４号を適用する。⑩

附　則　①

この規程は、平成17年10月１日から実施する。

附　則　②

この規程は、平成18年４月１日から実施する。

附　則　③

1　この規程は、平成18年４月１日から実施する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）第２条、第５条第２項、第６条、第７条、第11条、第12条、第13条及び第18条の規定は、平成19年４月１日から実施する。

2　職員が新制度切替日以後平成21年３月31日までの間に新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以降に退職することにより改正後の規程による退職金の支給を受けることとなる職員をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者についての改正後の規程第５条の規定により計算した退職金の額（以下「新規程退職金額」という。）がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなしてこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（以下「改正前の規程」という。）第４条の規定により計算した退職金の額（以下「旧規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職金額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。

一　退職した者でその勤続期間が25年以上のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

イ　改正後の規程第10条の規定により計算した退職金の調整額の100分の５に相当する額

ロ　新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

二　新制度切替日以後平成19年３月31日までの間に退職した者でその勤続期間が25年未満のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

イ　改正後の規程第10条の規定により計算した退職金の調整額の100分の70に相当する額

ロ　新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

三　平成19年４月１日以後平成21年３月31日までの間に退職した者でその勤続期間が25年未満のもの　次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

イ　改正後の規程第10条の規定により計算した退職金の調整額の100分の30に相当する額

ロ　新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

3　次項第３号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職金についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは「国家公務員等として在職していたが機構の職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成18年３月31日において受けるべき本給月額」とする。

4　第２項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一　平成18年３月31日及び平成18年４月１日において職員として在職していたもの　平成18年４月１日

二　平成18年３月31日において職員として在職していた者で、平成18年４月１日に改正後の規程第14条に規定する国家公務員等（以下「国家公務員等」という。）となったもの　平成18年４月１日

三　平成18年３月31日に国家公務員等として在職していた者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの　平成18年４月１日

5　改正後の規程第10条の規定により退職金の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成８年４月１日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第１項中「その者の在職期間」とあるのは「平成８年４月１日以後のその者の基礎在職期間」と、同条第２項中「基礎在職期間」とあるのは「平成８年４月１日以後の基礎在職期間」とする。

6　平成18年４月１日からこの規程の制定の日の前日までに改正前の独立行政法人水資源機構退職手当支給規程の規定に基づいて職員に支払われた退職手当は、改正後の規程による退職手当の内払いとみなす。

7　この附則に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附　則　④

この規程は、平成20年４月１日から実施する。

附　則　⑤

1　この規程は、平成25年８月１日から実施する。

2　この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程附則第６項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年８月１日から平成26年４月30日までの間においては「100分の98」と、同年５月１日から平成27年１月31日までの間においては「100分の92」とする。

附　則　⑥

この規程は、平成26年４月１日から実施する。

附　則　⑦

この規程は、平成27年４月１日から実施する。

附　則　⑧

この規程は、平成29年５月１日から実施する。

附　則　⑨

この規程は、平成30年４月１日から実施する。

附　則　⑩

この規程は、令和５年４月１日から実施する。

附　則　⑪

この規程は、令和７年４月１日から実施する。